○文部科学省告示第百四十六号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる重要文化財に同表中欄に掲げる有形文化財を追加し、同表下欄のように重要文化財に指定したので、同法第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（歴史資料の部）

上欄		中欄	下欄	
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	名称及び員数	所有者	所有者の住所
対馬宗家関係資料　一万六千六百六十七点	平成二十四年文部科学省告示第百三十二号	対馬宗家関係資料 一、文書・記録類　二万九千八百六十点 一、絵図・地図類　一千四百六十九点 一、典籍類　三千三百三十八点 一、印章類　二百十八点 一、書画・器物類　三百九十四点	対馬宗家関係資料 一、文書・記録類　四万六千五百二十七点 一、絵図・地図類　一千四百六十九点 一、典籍類　三千三百三十八点 一、印章類　二百十八点 一、書画・器物類　三百九十四点	長崎県（長崎県立対馬歴史民俗資料館保管）	長崎県長崎市江戸町二―一三

○文部科学省告示第百四十七号

次の表の上欄に掲げる国宝の名称及び員数を、同表下欄の名称及び員数に改める。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（絵画の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
紙本金地著色桧図八曲屏風　一隻	昭和三十二年文化財保護委員会告示第九号	紙本金地著色檜図四曲屏風　一双	独立行政法人国立文化財機構（東京国立博物館保管）	東京都台東区上野公園一三―九

○文部科学省告示第百四十八号

次の表の上欄に掲げる重要文化財の員数を、同表下欄の員数に改める。

平成二十七年九月四日

文部科学大臣　下村　博文

（歴史資料の部）

上欄		下欄		
名称及び員数	関係告示	名称及び員数	所有者	所有者の住所
鷹見泉石関係資料 一、文書・記録類　六百八十六点 一、絵図・地図類　七百六十八点 一、書籍類　四百六十六点 一、書状類　九百十二点 一、絵画・器物類　三百二十一点	平成十六年文部科学省告示第百十二号及び平成二十四年文部科学省告示第百四十一号	鷹見泉石関係資料 一、文書・記録類　六百八十六点 一、絵図・地図類　七百六十八点 一、書籍類　四百六十四点 一、書状類　九百十二点 一、絵画・器物類　三百二十一点	古河市（古河歴史博物館保管）	茨城県古河市下大野二二四八